

フランス 1950 ～ 70 年代の道徳・市民教育

The curriculum of moral and civic education from the 1950s to 1970s in France

大津 尚志

OTSU, Takashi

武庫川女子大学 学校教育センター紀要

第 5 号 2020 年

フランス 1950～70 年代の道徳・市民教育

The curriculum of moral and civic education from the 1950s to 1970s in France

大津 尚志*

OTSU, Takashi*

要旨

フランスの道徳・市民教育は、1950 年代にはいると小学校では、完成級で「道徳・市民教育」が学習されるようになる。1960 年代にはいると、徐々に小学校では道徳教育は行われなくなっていく。1960 年代は義務教育延長もあってコレージュへの進学者が増加していくが市民教育の時間に知育中心の学習が行われていた。前期中等教育の市民教育は1969 年の目覚まし教科の導入で低調となる。1975 年のアビ改革では学習プログラムに道徳教育、市民教育にかかわる事項が詳細にかかる。道徳教育だけでなく、市民として持つべき道徳教育の方向に記述がふえ、同時に学校自体が「民主主義の習得の場」「市民教育の場」とされる観念が強まる。それらは、1947 年に発表された「ランジュヴァン・ワロン計画」において「学校は市民の育成の場」などさまざまな道徳・市民教育に関する提言が行われていたが、その実現の過程とみることもできる。

キーワード：フランス 道徳教育 市民教育 カリキュラム 小中学校

はじめに

第二次世界大戦の末期、1944 年 8 月 25 日には連合国軍によりパリは解放される。フランスはドイツ占領下を脱し、新しい学習プログラムが 1944 年に公布された。戦後初期の学習プログラムおよび教科書については、別稿をすでに起こしたところである⁽¹⁾。本稿はその後、1950 年代の小学校完成級、及び 1960 年代の初等・中等教育、1969 年の「目覚まし科目」の導入、1975 年からのアビ改革といった時期における、フランスの道徳・市民教育について、その政策動向や学習プログラム、および教科書を素材として素描することを主たる研究目的とする。研究対象とする学校階梯としては、多くのフランス人が在籍していた機関として、1950 年代は小学校（完成級を含む）、1960 年代以降は小学校とコレージュ（前期中等教育）とする。1960 年代には義務教育の年限延長もあり、前期中等教育まではフランス人のほとんどが在籍するようになる。

フランスにおいて「道徳・市民教育」は 1882 年法でこれまでのファルー法で初等教育に含まれるものとしてあった「道徳・宗教教育」が「道徳・市民教育」という語句に改められたことを法的には起源とする。フランスでは道徳教育と市民教育が同一のカテゴリーに論じられることが多いが、それでは「市民として持つべき道徳」とは何であるのか。その中身は 1882 年法制定時においても明確でなかったといわざるをえない。「神なき道徳教育」を行おうとしたことには間違いはないが、そのあるべき内容については法律や学習プログラムは具体的な明言をしなかった。

実際に重視されていた道徳としては、勤勉である、清潔である、思いやりや優しさをもつという「よき児童 (bon élève)」であることが 19 世紀の宗教教育全盛期から同じであったことをこれまでの研究は明らかにしている⁽²⁾。「道徳・市民教育」は次第に「道徳教育」という名称で呼ばれることが多くなり、「よき市民の育成」という観念は停滞する。本稿でとりあげる時代について結論を先取りして述

* 学校教育センター講師

べると、学校教育を通して「よき人」を育成するという観念に加えて「よき市民」を育成するという観念が徐々にでてくる時代である。

この時代のフランスに言及する先行研究としては、邦語文献としては、小林順子がこの時期の法令や学習プログラムの概略を述べているものがある⁽³⁾。また、手塚武彦および古沢常雄がアビ改革期のことを中心に同じく法令の概略を述べているものはある⁽⁴⁾。しかしそれは、当時の法制度の「概説」に終始しているといわざるをえない。本稿は、その時代に使用されていた大手出版社による教科書を資料として着目するなどしている。それは、当時の教育内容を具体的に明らかにしようとするものである。フランスにおいても同様の研究は存在しない⁽⁵⁾。歴史的な視点をふまえて、「低迷期」といわれかねない当時の道徳・市民教育内容の動向に着目するものとして、本稿は一定の意義と独自性はあるものとする。

1. 第二次大戦直後の動向

1945年10月17日には、小学校教育に関して新たな学習プログラムが省令によってだされ、即日施行される⁽⁶⁾。戦前期の学習プログラムは「道徳」あるいは「道徳・市民」を筆頭におく扱いで学校における道徳教育の重要性を語っていたが、そういった時代は名実ともに終わりを告げることとなる。道徳教育は主として家庭や宗教団体の果たすべき役割であって、学校の守備範囲ではないとみなされるとされる傾向が21世紀にいたるまで続くこととなる。道徳教育の時間は全体としては少ない時間配当ではあるが存続する⁽⁷⁾。それが、今後述べるように次第に軽視されていく傾向となる。

その後、1947年に提出された「ランジュヴァン・ワロン計画」⁽⁸⁾は著名である。そこでは、「道徳・市民教育 (éducation morale et civique)、人と市民の育成」という章もつくられている⁽⁹⁾。同章は、まず公教育における脱宗教性の確認からはじまる。その後「知性の教育と人格の教育を区別することは不可能」とあり、公教育が道徳・市民教育にまったく関与しないことは不可能であることが示される。道徳・市民教育は「学習プログラムで定められた時間に行われるものに限定されるものではない」と学校教育全体を通して行われるものといわれる。

続いて「学校は社会生活、とりわけ民主的生活の訓練の場」、「子どもは将来の市民として学校に参加する、生活と経験を通して市民としての徳を身に着ける。その徳とは、責任感、合意された規律、一般利益や協調活動に貢献することすること」、さらに具体的に言うと「他者の人格や権利を尊重すること、一般利益に貢献すること、規則に従うこと、自発的精神、責任感」とある。

「あらゆる教科における知育の全体が、批判的精神と自由な思考・教養を通して道徳・市民の育成に役立つ」とされる。次いで、知育のみならず、学校でのさまざまな集団行動を通して道徳・市民教育につながるという。学校は「人としての義務」「市民としての義務」に共通する要素を明らかにすることに貢献する、と締めくくり、宗教やイデオロギーにとらわれない、道徳・市民教育が可能であることを言う。

学校は人の育成の場であると同時に、市民の育成の場であり、市民としての徳の育成は学校教育全体を通して生徒の様々な活動を通して行うことであること(全面主義)、学校に参加することが市民の育成につながることをいわれた。第四共和政期は「決定のない」⁽¹⁰⁾時期でありすぐに同報告書の言明がすぐに実現されたわけではない。しかし、これから述べるとおりにとおり徐々に実現されて行くこととなる。この当時に示されたものが「指針」となる。

2. 1950年代の小学校完成級における「道徳・市民教育」

1936年の人民戦線内閣の時期において義務教育が14歳まで延長された時期に小学校「完成級」が設置されたが、第二次世界大戦での中断をへてようやく実効性をもっていくこととなる。小学校完成級では週2時間の「道徳、市民生活の準備」の時間がおかれていた。当時、小学校中級終了後には、小学校完成級、補習級、中等教育（リセ・コレージュ）という進路が存在したが、いずれにおいても道徳・市民教育関係の科目は存在した。ここではこの時点では最も進学者の多かった「完成級」における「道徳・市民教育」をとりあげえる。1947年の学習プログラムは以下のとおりである⁽¹¹⁾。

1.道徳的良心・人間の尊厳 2. 個人的義務と性格形成のための義務の原理 3. 家族, 社会的義務の原理 4. 愛国的感情, 正義と連帯 5. 労働の様々な形態の尊厳 6. 市町村, 行政組織であり, 文化的, 道徳的, 職業的, 社会的な集まり。市町村における集団の生活に関心をもち, その具体的生活と活動について調べること 7. よくある契約をするときに使う, また労働の規則に関する具体的で初歩的な観念について 8. フランスの政治, 行政, 司法組織の初歩 9. 市民生活, 義務と権利 10. 国際関係

完成級の年齢になると道徳教育に関する言及は少なくなる。市民教育として政治制度（政府、法律、市町村、市町村会議員、郡、県、国、行政権、立法権、司法権、大臣、財政、外務省と国際関係など）に関する学習のほかに、法律についての学習、「契約（売買、婚姻、賃貸借など）」「労働契約」が登場する。「労働契約」とは、週40時間法制、週1日の休日、女性と子供の労働の制限、労働と衛生の問題、賃金、有給休暇など当時の法制についての知識の学習である。

当時広く使われていたと考えられた教科書をみると、道徳教育に関しては、ユーゴーの「レ・ミゼラブル」の一節などが収録されている⁽¹²⁾。従前からかわらない「読み物資料」を通じた学習である。労働については、「労働は喜びである」といった読み物資料が収録されている⁽¹³⁾。市民教育の分野にはいっても「読み物」がまず提示される（例えば、市町村の学習であれば、「私たちの小さな村」というアナトール・フランスの文章が掲載されている⁽¹⁴⁾）という、道徳教育と共通のスタイルである。

完成級においては、文字通り「完成教育」として、政治に関する知識、また契約や労働法など職業人として必要となる法律の知識を読み物資料からも通して教えられていたといえる。

この時代小学校補習級とコレージュにすすむ生徒も徐々に増えているが両者の統一教科書が多くつくられている⁽¹⁵⁾。それは、第二段階の教育をできるだけ統一するという動きのなか、「政治制度に関する知識」を教えるというコレージュの学習プログラムのほうに忠実である。1960年代にはいるとコレージュの進学率が高まり、知育としての市民教育が広まることとなる。

3-1 1960年代の小学校道徳教育

1958年には第5共和政憲法が制定され、ド・ゴールを大統領とする新たな体制ができあがる。学習プログラムに関する動きはない。ところが、小学校における道徳教育の実態をみると、新たな動きがある。戦後復興とともにフランス人の生活の変化も急速になる。混沌とした社会の変化のなかでなにか「徳」であるかは一見点が見出しづらくなる⁽¹⁶⁾。思想界では実存主義の流行とともに旧来の「道徳」に対して懐疑的な立場が有力になる。

1962年になると、大手教科書出版社であるナタン社はそれまでよく使われていたスシェのものとは別種の道徳教科書を出版する。それを、中級・完成級・補習級用と書かれている『行動する道徳』⁽¹⁷⁾というタイトルの教科書である。本稿ではこれに注目する。

本書のまえがきで「道德教育を有効なものにするためには、『懐疑主義 (scepticisme)』と『教訓主義(didactisme)』という両方の障害をうちやぶることが必要である。」⁽¹⁸⁾ とある。特定のきまった教訓を教えるのではない、そうはいってもすべてを疑うというわけでもなくというスタンスである。

従前の教科書と比較するとかなり懐疑主義的な方向に振れているところがある。また、本書タイトルにもあるようにそれでどう「行動する」のかということを考えて作成されており、ただ徳目を教え込む（あるいは読み取らせようとする）スタイルの記述ではない。

第三共和政期以来の「道德教育」のなかに「祖国」「愛国心」が教えられることがあった。本書においても「君は国を愛する」⁽¹⁹⁾ という章があるので、そこに注目する。本書では、まずいきなり「質問」からはいる。合計 20 あるが、例示は以下の通りである。

- ・フランス人である医師シュヴァイツァーは 1953 年にノーベル賞を受賞した。われわれはそれを誇りに思う権利はあるか？
- ・世界人権宣言は 1948 年にパリで作成された。先だつことに、1789 年に人および市民の権利宣言は立憲議会で作成された。われわれは先につくったことを誇りに思う権利はあるか？なぜだろうか？
- ・もし、外国を旅行したとき、別のフランス人に会えたらよろこぶだろうか？なぜだろうか？
- ・「祖国 (patrie)」という言葉の意味と語源は？
- ・国際間の試合において、どちらにより強い拍手を送らなければならないのか。外国のチームにか。フランスのチームにか。
- ・盲目的愛国主義 (chauvinisme) とは何か。その例をあげることはできるか？」

その後、4 つの「読み物」と「理解しよう」「考えよう」「判断しよう」が付け加えられる。うち一つの内容をまとめると、以下のとおりである。

自分は長い間アメリカ合衆国にいた。多くの金を手に入れ、良き条件、家、車というなかで生活した。しかし私はそれに興味はない。どうするべきだろうか。南アメリカに目をやると、非常に面白い国があるではないか。

どの国も改善の必要はある。よその国にいくと生きるために別の言葉を習得しなければならない。外国人のなかではただ一人フランス人でいなければならない。

ハードな生活を 7 年おくれたが、自分の生きた、生きている世界に疑問をもっている。私のうまれはフランスの bercaill であるが帰るべきであろうか。どの国も完全ではない。ここからは遠い。しかし、私はそこで生きたい。(Geroges Dourat)

次いで、「この若者は bercaill へかえるべきだろうか？」という問いがだされる。その問いに対する、反対意見としては、

—アメリカで、たくさんのお金と良き条件、家、車を手に入れたのだから。

—面白い南アメリカの国にいくことができるではないか。

—フランスはすべてが完璧ではない。そこからは遠い。

賛成意見としては、

—どの国にいても適応が要求される（言葉、食べ物、生活方法....）

—孤独を感じているのは、外国人のなかでフランス人が一人しかいないからだ。

—7 年も国を離れているのだから、ノスタルジーをもたざるをえない。

—もっとも快く迎えてくれるのは、生まれたところである。

この教材でいう若者の行動とるべき行動にせよ「どちらが正しいか」という「正解」はない。「愛国心」の意味さえ、単に「フランスを第一に愛する」という意味に捕らえられてはいない⁽²⁰⁾。従前の「読み物」からある「道徳」をよみとらせようとする教材とは形式を異にしている。また、確固たる「道徳」を教えることが忌避された時代を反映しているといえる。

3-2 1960年代の中等教育と市民教育

フランスにおいては、1960年をピークに小学校完成級への進学者は減少にむかいはじめ、中等教育コレージュ（リセ）進学者が過半数をこえるようになる⁽²¹⁾。1959年のベルトワン改革で義務教育の年限は16歳にまで延長され（1959年に6歳であった人から適用されるので、完成するのは1968年）、次第に小学校5年生の次はコレージュに行く生徒の率が上昇する。小学校から上級・完成級に進学する児童の数は減少していく。1963年にはフーシェ改革で「中等教育コレージュ（collège d'enseignement secondaire, CES）」が設置され、急速に普及していく。

中等教育における学習プログラムは、1959年に「市民教育（instruction civique）」科の時間が設置されている。「道徳」の語句ははずされて11歳から15歳の年齢において、市民教育として政治制度に関する知識を教えられることとなった。

1961年に発表された学習プログラムは、以下のような構成である⁽²²⁾。

- | |
|----------------------|
| 1年生－市町村 |
| 2年生－県 |
| 3年生－市町村、県、地域の社会・経済組織 |
| 4年生－行政組織／フランスの努力 |

生徒にとって身近な市町村からはじまり、県、地域、フランスと範囲を拡大していく構成である。

中学1年生の学習プログラムは以下の通りである⁽²³⁾。

- | |
|---|
| 市町村（commune）－生徒が生活している市町村の地理的、歴史的学習。その行政組織、市会、市長、助役、市の役務、田舎の町村と都会の市との比較。市町村一国の行政、政治組織の基礎単位。 |
|---|

この時期につくられたある1年生むけのナタン社シリーズの市民教育教科書をみると⁽²⁴⁾、「読み物資料」中心の小学校完成級教科書とは形式を異にする。市町村の様相、多様性、起源、役務、学校など、市町村について多様な側面から記述がなされている。すなわち、市町村とはなにか（本書では38000のコミューンがあり、基礎自治体である⁽²⁵⁾、という説明がある）、多様性とはごく小さいところからパリ市のようなとても大きなところまでであること⁽²⁶⁾、石器時代の親族集団から古代ギリシャ・ローマ時代にもさかのぼる歴史があることの説明もある⁽²⁷⁾。他にも警察が安全を守るとか、水道業務、交通、健康、学校、余暇・文化活動（祭り、コンサート、公園など）、といった市町村の役務について歴史的なこともふくめた「説明」がなされる。つづいて市町村の財政や市町村役所の組織、市議会といった、地方自治制度の「説明」がなされる。

本書では圧倒的な部分を示すのは「説明」のところであり、「説明」によって得ることのできた知識をもとにどう考えるかという「練習問題」があり、最後に「要点」で復習するという構成となっている⁽²⁸⁾。

2年生の教科書も同様に県について扱われている。3年生は州もふくめた社会経済についてである。4年生では共和国の政制度にかかわる同様の「説明」がされている。学年があがるごとに、広域とな

る自治体を取りあげ、最後の4年生では共和国についてとなる。

教科書をみるかぎり、制度に関する知識の説明が授業で行われていたと考えられる。しかし、国民教育省は市民教育を単なる知識の伝達にとどめようと考えていたわけではない。1961年の訓示⁽²⁹⁾では、「市民の育成 (formation civique)」の必要性が強調されている。育成 (formation) とは人間形成的な意味合いを含む教育を表す。そこでは、「現代社会の変化は絶えず市民の権利と義務を増大させる」とあり、政治への関心の重要性を述べている。法の尊重や責任という概念の重要性に触れ、中等教育の段階において判断力をつける必要が説かれる。それは、学校生活という実践 (pratique) を通して、責任ある主体へと育成されることをいう。市民の育成の目的としては、「精神の習慣」「社会的態度」「基本的な価値」「愛国心」をつくりだすことがいわれる。ここでいう「基本的価値」とは「人及び市民の権利宣言」「世界人権宣言」「共和国の標語、自由・平等・友愛」などが民主主義の基本となるものとして挙げられている。「愛国心」とはフランス人に「直感的なもの」とされるが、「国際共同体」の中の市民精神 (civicisme) としての愛国心である。協調をめざすものである。

4. 1969年改訂における「目覚まし教科」と市民教育

1969年 (いわゆるギシャール改革のとき)、フランスの小学校においては、「三分区教授法」⁽³⁰⁾ が導入された。教科は「基礎科目 (国, 算)」「体育・スポーツ」「目覚まし教科 (discipline d'éveil)」の3つに分類されることとなる。道徳教育は「目覚まし教科」の一部に吸収されるようになる。「目覚まし教科」は「歴史・地理、観察活動、図工、唱歌、指導つき学習」などを一まとまりとするものであり、小学校では週6時間配当された。「目覚まし教科」とは、明らかに新教育の影響を受けている合科的な学習 (国語, 算数, 体育以外をすべてまとめる) である。子どもの意識や興味、関心を目覚めさせるという意味で、その名称がついている。

それにより、これまで「道徳」としておかれていた学習は「目覚まし教科」の一部となる。小学校においては「道徳」の時間がすでに低調な傾向があったが、この動きによってさらに道徳教育が行われなくなっていく傾向となった。教科の総合化が図られると同時に教えるべき内容は必ずしも明確でなくなる。ついで、小学校で「確固たる」道徳を教える時間はなくなる。

前期中等教育においては、コレッジの学習プログラム⁽³¹⁾においてもこの時期に「目覚まし教科」というくくりが行われた。社会科系教科 (歴史・地理・市民教育) は一まとまりとみなされる傾向になり、教育方法は活動主義的となる。やはり、教科担任制をとるコレッジでは「目覚まし教科」の時代になっても教科別に教育が行われる傾向にあった。コレッジでは1960年代の「歴史・地理」の教科書および「市民教育」の教科書は従前とかわらず出版されつづける。そもそも教員免許が教科別であるコレッジにおいて「合科的な指導」は困難であり、先に述べるアビ改革のときには小学校より先に「目覚まし教科」は法令上も姿を消すことになる。

1974年に行われた調査があるが、「市民教育」の授業に時間が割かれていたコレッジは15%にすぎず、歴史の授業と統合させているのが44%、この両方のやりかたを混交させているのが38%である⁽³²⁾ という。取り上げられていたテーマは、中東と石油危機 (46.5%)、政治制度 (39%)、第三世界 (23%)、人種差別 (17%)⁽³³⁾ など、地理教育ともむすびつけていけば総合的に市民教育が行われていたといえる。市民教育はコレッジにおいても独自の時間をとって行われなくなり、歴史・地理教育に吸収されていく。

この時期において教師を対象とした調査で、「市民精神 (civisme) とは何か?」という問いに対する上位を占めるのは「他者の尊重 (29%)」「情報 (24%)」「参加 (19%)」「義務 (13%)」「権利 (9%)」

「国における責任（9%）」である⁽³⁴⁾。コレージュの市民教育から導かれる道徳的価値を教えることは、この時代においても意識されていた。共和国の市民として、他者と共存することにかかわることが、多くを占める。「情報」が上位にあるが、教員の役割として情報化社会のなかに生きることを教えることが意識されはじめているといえる。

なお、この時期は1968年の「五月危機」を契機に、学校管理評議会など様々な評議会が中等学校に設置が義務付けられた時期である。すなわち、クラスごとに学級代表の選出、および学級代表のうちから中学は3名、高校では5名を学校管理評議会への代表として選出するという制度が法令の規定により導入された。生徒がクラス代表を選挙し、学校管理評議会となり生徒代表として議論や評決に参加する制度である。国民が選挙をとおして代議士を選出し、国会における議論や評決によって予算や法律がつくられる制度と平行である。

小野田によると、1968年の「五月危機」の収集が完了した後、1970年代にはいると「管理主義的・権威主義的な校長」により、学校管理評議会が形骸化していった⁽³⁵⁾。また、この時代の学校管理評議会について『失望』、『失敗』という見方、あるいは『欺瞞という』という評価が一般的⁽³⁶⁾と小野田は述べ、生徒の発言はごくわずかで、ほとんどが伝達事項で形式的な運営であったことを指摘している。その傾向は1990年代にも続く⁽³⁷⁾。生徒代表制度のシステムを直接に市民教育の時間に学習することは、1985年の学習プログラム改訂からである。同制度の定着にはしばらくの時間を要することとなる。

5. アビ改革と市民・道徳教育

1975年7月11日に教育に関する法律（国民教育大臣 René Haby の名前から「アビ法」と呼ばれる）が成立する⁽³⁸⁾。これまで幾度かの「教育改革」が行われてきたが、大掛かりな法律による初等中等教育改革は、第三共和政の発足期1880年代以来のこととあってよいであろう。「統一コレージュ」が発足したのが最大の改革であると通常評されるが、本稿ではその時期の道徳・市民教育の動向に着目する。

アビ法第1条⁽³⁹⁾では、「すべての子どもは学校教育をうける権利を有する。学校教育は、子どもの家庭での活動を補完し、家庭における全人教育（*éducation*）に協力する。…学校教育は子どもの開花（*épanouissement*）を促進し、子どもの教養の獲得を促進し、職業生活および人・市民としての責任の行使のために準備をさせるものである。…国家は、子どもの人格と家庭の教育活動の尊重を保障する。」とある。すなわち、家庭と学校の協力関係が明文化され、学校は家庭との協力のもとで全人教育を行う場として明記されたわけである。

さらに、アビ法は「職員、生徒の父母及び生徒は学校共同体（*communauté scolaire*）を形成する」（13条）と規定した。前期中等教育施設が一本化されたこともあって地域共同体や父母とのむすびつきを強める「共同体」としての位置づけの方向にあったといえる。小学校には父母評議会（*comité des parents*）が設置された。さらに、父母代表、校長、教員などで構成される学校評議会（*conseil d'école*）が設置されることが法定された。アビは年に3回は保護者会を開くこと、学校の自律（*autonomie*）を提言している⁽⁴⁰⁾。国が定める学習プログラム以外の事項について（例えば授業時間以外の活動、食堂、交通の問題、学校規則など）、学校評議会で決定することとなった。それは、現在にも至っている。コレージュにおいても生徒、父母双方が参加する管理評議会が存続して、「学校共同体」として存在しつづける。

学校を「共同体」と位置付けられ、さらに「学校生活のあり方」が教育の手段となるよう⁽⁴¹⁾に位

置づけられる。道徳・市民教育も学校生活を通して学びとられるものであることが、言われるようになる。

5-1 アビ改革期小学校の道徳・市民教育

1976年12月26日政令で小学校における教育内容に関する規定がおかれ、「小学校の教育は…家庭と共同して道徳・市民教育 (éducation morale et civique) を保障する」と書かれた。学習プログラムにおいて目覚まし活動 (それまでの「目覚まし教科」) が週7時間となり、基本的には以前のものを継承する。アビ改革期以降は、道徳教育にあたる単語はこれまで主として知育をあらわす *instruction morale* から、全人教育をあらわす *éducation morale* に取ってかわられるようになる。

学習プログラム上は、「道徳・市民教育」は目覚まし活動の一部とされる理解もありうるが⁽⁴²⁾、その内容からしても学校全体として「道徳・市民教育」が行われていたと考えてよい。

小学1年生、および2・3年生用学習プログラム⁽⁴³⁾では、以下の項目が挙げられている

- ①子どもがいるさまざまなグループに関して
- ②他者に関して、子どもと大人に関して
- ③やらなければならないことについて
- ④自分に関することについて

子どもに、習慣 (*habitudes*) をつけることが強調される。①ではグループ (クラス、遊び仲間、家族など) で規則を守る、責任をもつ、②では他者との違いを知り、尊重する、③では整理や時間厳守、学習など、④では自分の衛生や清潔や安全についてなどである。

「心理的な手段」としては、①感情をより豊かにすること、②知性を高めて行動の結果についてより考えること、③行動の計画をたてること (意思、忍耐、努力の意味、勇気といった観念を高めるために) が挙げられている。

道徳・市民教育のための活動として、生徒間の関係、生徒と教師の関係によって学ぶことがいわれ、クラスの雰囲気や重要であること、学校での集団活動が「道徳・市民教育」につながるものが指摘されている。

4, 5年生用学習プログラム⁽⁴⁴⁾になると内容は若干かわる。まず、前文で「道徳教育と市民教育は不可分である」といい、道徳は社会的、市民的、政治的 (*sociale civique et politique*) から切り離すことなく教えられるもの、と述べている。

「目標」においては、「人と明日の市民としての日常道徳」として、以下のものが挙げられている。「①価値の世界へのアクセスを可能にする道徳的な分別、すなわち道徳的判断ができるために必要な判断能力を持ち、②自由の意味を学習し (気がねを知ること、自立の範囲の拡大)、③自分の行動の結果にともなう責任の意味を理解し、④決定し行動に移すための道徳 (明晰さ、意思、勇気…) を身に着けること。」

習得すべき知識としては、以下のとおりである。「市民として規則を知ること、さまざまな制度の機能を知ること。消費者として必要な知識。公的サービスの利用者としての知識。さまざまな社会に積極的に参加することに関して (家計、家での衛生、安全。アソシエーションなど)」などが挙げられている。さらに、「①未来の自由で責任ある「人」になるために。身体の衛生、食品の衛生、薬剤、アルコール、タバコの乱用の危険、メディアのインパクト、情報を批判的にみること。環境から与えら

れる文化の選択。参加：自分および他者のためにつくりだす喜び。②未来の生産者となるために。生産、エネルギー、企業、貿易に関する簡単な観念。③未来の「市民」のなるために。国の歴史、市町村・県・国の制度。」

次いで、知識を単に習得するだけでなく、情報⁽⁴⁵⁾を批判的に見ることも述べている。「将来の市民」として決定を下す、投票する、意見をもつために、情報（口頭でも、書面でも、テレビ映像でも）に対して、批判精神をもった読み方が求められるとされている。情報化社会の進展のもとにそのようなことが強調されるようになった。

さらに、知識（savoir）を実行（faire）するための才覚（savoir-faire）にも言及がある。①日常生活において（勉強に関すること、自分に関すること、他者に関すること、手段に関すること）、②意思決定の技法について（計画の作成、進行、評価。議論をすること、協力をするなど含めて）が挙げられている。学習プログラムでは最後に「態度を育成する」が登場する。それは「よき習慣」を育成することであるという。具体的には、以下のとおりである。「①人権の尊重（生命、自分の尊重、他者の尊重、集団の帰属を尊重すること）、②自由の主体となるために要求されるもの（個人、集団による努力の必要。考え方の明晰さ、自分や他者のことに対する批判的精神）、③連帯の観念とそれにとともなう責任（参加への意思、アンガジュマンへの能力、自発性、忍耐、助け合いの意味）。」

当時の学校教育全体を通して、どのような人あるいは市民を育成することが考えられていたのか。戦前からの「よき児童」を学校教育全体を通して育成するという観念が消えたわけではない。例示的にせよ「勇気」といった徳目が挙げられていること、衛生や安全、礼儀正しさ、など旧来の内容が見え隠れするといえる。それを日常生活にも定着するように「習慣づける」ことが言われている。しかし、育成すべき態度として最後におかれているのは、「人権の尊重」「批判的精神」「連帯」である。小学校道徳・市民教育として目指すものは共和国の「よき市民」のあり方へと収斂していった。

5-2 アビ改革期コレージュの市民教育

1977年のコレージュ学習プログラム改訂では、従前の「目覚まし教科」は廃止される。「歴史・地理・経済・市民」という教科が週3時間配当された。この時期の学習プログラム⁽⁴⁶⁾を見ると、地理・歴史関係の事項のみが挙げられていて、歴史・地理が中心であったことは明らかである。

この時期に作成された「歴史・地理・経済・市民」科の大手出版社による教科書を見ると、そのうち市民の分野にはわずかな分量しか割かれていない。例えばボルダス社の教科書を見ると、従来の市民の分野に該当するのは1章のみである。1年生用では市町村⁽⁴⁷⁾、2年生用では県の制度⁽⁴⁸⁾などが解説されている。しかし、それは分量としてわずかである。他にも、ナタン社の「歴史・地理」の教科書は、4年生用の最後のほうで「フランス：制度」という章をたてて政治制度の説明がなされている（代表、議会、大統領、憲法などについて）⁽⁴⁹⁾だけである。

学習プログラムでは補足説明として、「市民教育（éducation civique）」⁽⁵⁰⁾への言及がある。現代社会を理解することによって、市町村、県、地域、国といった政治・経済的共同体に対して活動的に参加することにつながることをとされる。それは、「教えられる」ものだけではなく「実践する」ものであり、第1学年であれば市町村には調査や訪問などを通して、それぞれの市町村に例えば水、経済問題など様々な側面があることを学ぶ。そういったことから、「他者を理解し、違いを尊重できるようになること」「人と市民の権利を行使し、義務を尊重することができるようになること」へとつながるとされる。

学校教育全体を通して行う「市民・道徳教育（éducation civique et morale）」⁽⁵¹⁾に関する言及も

ある。特定の時間を通してではなく、学級生活を通して、市民・道徳教育は行われる。それは、価値、態度、振舞いにかかわる。それは「道徳化するもの」ではなく「生活のスタイルをつくり出す」ことによって、市民精神 (civisme) を習得しようとするのである。特定の「道徳」の持ち主をつくり出すことを目標とするものではない。

コレッジ自体が民主主義の試行の場である。共同生活における校則の尊重、代表選挙、他者の尊重といったこととかわる。コレッジにおける民主主義の習得は、市町村、県、地域、国の制度にかかわることにもつながる。

アビ改革により小学校だけでなく、「統一コレッジ」となり、前期中等教育まで「統一学校」の制度は完成する。そして学校全体が、従前のように知識伝達の間というだけでなく、共同生活の間という位置づけにおかれ、学校生活ともむすびついた徳育の間と位置付けられた。子どもの社会化における学校の役割が高まっていることを反映しているのであろう⁽⁵²⁾。「統一コレッジ」により、地域の生徒が同じ学校に行くということからも、「共同体」としての位置づけがおかれるようになった。アビ改革の検証のためにもだされた報告書『民主的なコレッジのために』においても、コレッジの生徒が多様化したこともうけ、「コレッジがまち (cité) となる」「コレッジがまちの生活に参加する」とある。コレッジが同じ地域の生徒が集まる生活の間となり、図書館やフェスティバル、クラブ活動を行うことができる場所になるという⁽⁵³⁾。

むすびにかえて

第二次大戦後フランスの道徳・市民教育は、戦前のものを継承したが、ランジュヴァン・ワロン計画で表明されたことが徐々に実現されていく過程がある。第三共和制以降、フランスの公教育においては、中立性、脱宗教性が標榜されている。学校でどのような良心の持主を育てるか、どのような人を育てるべきかを必ずしも明確にはできないことは続く。小学校の道徳教育はこの時代には低調になる。学校生活を通じた市民教育、という観念は徐々に大きくなる。「よき人」を育てるだけでなく、「よき市民」を育てることにこの時代に重点はうつる方向にあった。

義務教育の年限延長もあって、小学校中級のあとの進路は小学校「完成級」からコレッジ（前期中等教育）へと徐々にシフトしていく時代である。両者（特にコレッジ）において、「知識としての市民教育」をおこなう時代となっていた。1969年の「三分区教授法」の導入もあって、道徳・市民教育は次第に特別の時間をとっては行われなくなる。1975年からのアビ改革においても同じではあるが、小学校・コレッジを「共同体」として位置づけ、学校教育全体をとおした道徳・市民教育へとむかう方向にあったと総括できる。この時代は小学校では道徳・市民教育の教科書は作成されず、コレッジではごくわずかな言及にとどまっていたゆえ、実際にどの程度のことが行われていたかは差だけではない。フランスの教育は学習プログラムに完全に忠実に行われるという保障はなく、アビ改革期の道徳・市民教育にどの程度の効果があったかを実証するデータは管見の限りない。しかし、次の時代につながるものであったことは確かである。

アビ改革期にコレッジが民主主義の習得の間であるという位置づけがされた。「目ざまし活動」、新教育による教育方法は子どもの学力を低下させるものという批判は強かった⁽⁵⁴⁾。それらをうけて、1985年のシュヴェーヌマン改革によって「市民教育」の時間が小学校・コレッジともに設置され、そのような学習の時間が設置されることになり、特定の時間を含めて「共和国の価値」を教える時代と移っていくこととなる。その前段階としてアビ改革期を位置付けることはできる。

注・引用文献

- (1) 大津尚志「第二次大戦後フランスの小学校道徳教育」(『教育学研究論集』第8号, 2013年3月, pp.17-22.)
- (2) 大津尚志「フェラー法期フランスにおける初等学校と宗教教育」(『学校教育センター年報』(武庫川女子大学), 第2号, 2017年, pp.21-31.), 同「第三共和政期の道徳・公民教科書分析」(『日仏教育学会年報』第10号, 2004年, pp.151-164.), 同「フランスにおけるフェリー退陣以降の道徳・市民教育(1885-1912)」(『教育学研究論集』第13号, 2018年, pp.1-8.) 参照。
- (3) 小林順子「道徳・公民教育」(原田種雄ほか編『現代フランスの教育』早稲田大学出版部, 1988年, 264-273.)
- (4) 手塚武彦「フランスにおける市民教育と道徳教育」(国立教育研究所内道徳教育研究会編『道徳教育の現状と動向』ぎょうせい, 1982年, pp.90-106.)。古沢常雄「フランスの学校と道徳教育」(『国民教育』第61号, 1984年, pp.50-58.) ただし, 手塚・古沢はともに当時の家庭における道徳教育について言及をしている。なお, 他にも。1950年代のフランスの中等教育の実地調査をするものとして, 原俊之・益井重夫・岩橋文吉『英・独・仏の学校にみる道徳教育の実際』帝国地方行政学会, 1969年。
- (5) 先行研究として研究者による仏語文献は, ほとんど存在しない。なお, たとえば Renau d'Enfert et Pierre Kahn (dir.), *Le temps des réformes*, Presse universitaire de Grenoble, 2011 は1960年代の各教科におけるカリキュラムと政治動向について論じている。「道徳・市民」教育におけるチャプターはない。第三共和政期には「道徳・市民」科は議論の中心でさえあった。この時期において「道徳・市民」教育が低調であったことを示しているといえよう。
- (6) L.Leterrier, *Programmes instructions repartition mensuelles et hebdomadaires, 1945-1947*, Hachette, による。
- (7) ただし, 小学校では「道徳」の授業以外を通して「よき児童」となるように礼儀, 服装, 先生への態度などが教えられていたことはある。V., L.-P. Renaud, *Notions pratiques de politesse =de tenue= et de savoir-vivre*, Charles-Lavauzelle & Cie, 1948.
- (8) *Le Rapport-Langevin Wallon*, Mille et une nuits, 2004. 本改革案は, ランジュヴァン他(永治日出雄訳)『国民教育の改革』明治図書, 1983年, において翻訳されている。
- (9) 同プランと道徳教育に関する邦語文献としては, 永治日出雄「民主主義の道徳教育」(『東京教育大学教育学研究集録』(6) 1966年, pp.13-19), 古沢常雄「ランジュヴァン=ヴァロン改革案にみる道徳・市民教育の考え方について」(『日本比較教育学会紀要』(6), 1980, pp.19-23.) がある。
- (10) A. D. Robert, *L'école en France*, Presse universitaire de Grenoble, 2015, p.38.
- (11) L. Leterrier, *Programmes instructions*, Librairie Hachette, 1954, p.36.
- (12) A.Souché, *Les Nouvelles leçons de morale et d'instruction civique, à la classe de fin d'études*, Nathan, pp.7-8.
- (13) Ibid., pp.194-195.
- (14) Ibid., pp.255-256.
- (15) たとえば, A.Souche, *Morale instruction civique travail, classe de sixième des cours complémentaires et des collèges modernes*, Nathan, 1948, A.Souche, *Morale instruction civique travail, classe de quatrième des cours complémentaires et des collèges modernes*, Nathan, 1948.
- (16) See, Louis François, L'éducation morale et civique, Ministère de l'éducation nationale, *Encyclopédie pratique de l'éducation*, L'institut pédagogique national, 1960, pp.677-688, à 678.
- (17) G.Villard, *Morale en action, cours moyen et fin d'études, cours complémentaires*, Ferdinand Nathan, 1962.
- (18) Ibid., p.5.
- (19) Ibid., pp.268-274.

- (20) フランスの「愛国心」教育は、自国第一主義、排他的なものではなくなりつつあるが、第二次大戦後も存在した。大津尚志、前掲(1)。
- (21) データとしては、Antoine Prost, *Histoire générale de l'enseignement et de l'éducation en France, t.4*, Perrin, 2004, p.294
- (22) *B.O.*, no.23 bis, 1961, p.35, *B.O.*no.43, 1971, p.2737.
- (23) *Ibid.*,
- (24) *Instruction Civique 6e*, Fernand Nathan, 1962.
- (25) *Ibid.*, p.17.
- (26) *Ibid.*, pp.19-29.
- (27) *Ibid.*, pp.30-35.
- (28) なお、本書前書きには、教科書にそった知識の学習だけを推奨しない、という記述はある。
- (29) Instruction du 4 juillet 1961, (Ministère de l'Éducation nationale, *Instruction civique*, Institut national de recherche et documentation pédagogique, 1973.
- (30) *B.O.*, no.35, 1969, pp.2910-2912. 「目覚まし教科」について邦語文献としては、吉田正晴『フランス公教育政策の源流』風間書房、1977年、pp.410-467、吉田正晴「教授法・学習指導法の革新」(原田種雄ほか編『現代フランスの教育』早稲田大学出版会、1988年、pp.239-254, pp.240-244.)、滝沢武久「時間三区分制の教授学」(『現代教育科学』第19巻第4号、1976年、pp.115-131)。
- (31) *B.O.*no.37, 1969, p.3050.
- (32) Madeleine Grawitz, *Elèves et enseignants face à l'instruction civique*, Bordas, 1980, p.17.
- (33) *Ibid.*, p.18.
- (34) *Ibid.*, p.50.
- (35) 参照、小野田正利『教育参加と民主制』風間書房、1996年。
- (36) 前掲書、p.364.
- (37) 小野田、前掲書、p.370, p.381、大津尚志「「コレージュにおける市民性の育成に関する一考察」(『日仏教育学会年報』第7号、2001年、pp.139-146, p.143.)
- (38) アビ改革に関する邦語文献は、桑原敏明「フランスの教育制度改革の動向」(『理想』611号、1984年、pp.210-224.)
- (39) アビ法の条文は、海老原治善『資料・現代の教育改革』三省堂、1983年、pp.214-217に訳されている。(桑原敏明・大坂治)
- (40) René Haby, *Pour une modernisation du système éducatif*, La documentation française, 1975, p.43. (翻訳として、ルネ・アビ(村田晃治訳)『教育制度の現代化』私家版、1984年)
- (41) Haby, *ibid.*, p.4.
- (42) L.Leterrier, *Programmes instructions, édition 1981*, Hachette, 1981, p.10.
- (43) *Ibid.*, pp.246-247, pp.339-341.
- (44) *Ibid.*, pp.458-462.
- (45) アビは1975年の教育改革の必要性を述べる文章で、「教育の新しい条件」として第一にはさまざまな叙述、広告、宣伝などの「情報の著しい発達」を挙げ、そのなかで市民としての判断の重要性を述べている。Haby, *ibid.*, p.2.
- (46) *B.O.*, no.11, 1977, pp.779-783, *B.O.*, no.spécial 1, 1978, pp.83-92.
- (47) *Histoire Géographie Economie Éducation Civique 6e*, Bordas, 1981.
- (48) *Histoire Géographie Economie Éducation Civique 5e*, Bordas, 1982.
- (49) *Histoire-géographie, 3e*, Nathan, 1980, pp.128-135.

- (50) L.Leterrier (1981), *ibid.*, pp.555-556.
- (51) *Ibid.*, pp.586-587.
- (52) H.Cellier, et J.Pain, *Une microsociété; le conseil de classe*, (*Information Socials*, no.65, 1998, p.98.)
- (53) L. Legrand, *Pour un collège démocratique*, La Documentation française, 1982, p.30, (par Francine Best)
- (54) 例えば, René Girault, *L'histoire et la géographie en question*, Rapport au Ministère de l'éducation nationale, Ministère de l'éducation nationale, service d'information, 1983.